六　第三種特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県石垣市字川平、字平久保及び字桴海の各一部

七　第三種特別地域から次の区域を削除する。

沖縄県石垣市字平久保の一部

八　次の海域公園地区を追加する。

名称	位置
平野海域公園地区	沖縄県石垣市字平久保地先
明石海域公園地区	沖縄県石垣市字伊原間地先
玉取崎海域公園地区	沖縄県石垣市字伊原間地先
米原プカピー海域公園地区	沖縄県石垣市字川平及び字桴海の各地先
御神崎海域公園地区	沖縄県石垣市字崎枝地先
鳩間島バラス海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字鳩間地先
西表島後良川河口海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字古見地先
竹富町南沖礁海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富地先
西表島鹿川中瀬海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字崎山地先
西表島仲間崎海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字南風見仲地先
波照間島ヌービ崎沖海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字波照間地先
波照間島浜崎沖海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字波照間地先

九　次の海域公園地区に次の区域を追加する。

名称	位置
竹富島タキドングチ・石西礁湖北礁海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富及び字小浜の各地先
竹富島シモビシ海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富地先
黒島ウラビシ・キャングチ・仲本海岸海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字黒島地先
新城島マイビシ海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字新城地先

十　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	沖縄県八重山郡竹富町（鳩間）
園地	沖縄県八重山郡竹富町（ニシ浜）
園地	沖縄県八重山郡竹富町（高那崎）

十一　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

沖縄県石垣市字川平、字平久保及び字桴海の各一部

沖縄県八重山郡竹富町字古見、字波照間及び字鳩間の各一部

二　削除する区域

沖縄県石垣市字平久保の一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、西表石垣国立公園の特別保護地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　追加する区域

沖縄県石垣市字桴海の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる西表石垣国立公園の海域公園地区を指定したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

これらの海域公園地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び区域

名称	区域
平野海域公園地区	沖縄県石垣市字平久保地先
明石海域公園地区	沖縄県石垣市字伊原間地先
玉取崎海域公園地区	沖縄県石垣市字伊原間地先
米原プカピー海域公園地区	沖縄県石垣市字川平及び字桴海の各地先
御神崎海域公園地区	沖縄県石垣市字崎枝地先
鳩間島バラス海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字鳩間地先
西表島後良川河口海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字古見地先
竹富町南沖礁海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富地先
西表島仲間崎海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字南風見仲地先
西表島鹿川中瀬海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字崎山地先
波照間島ヌービ崎沖海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字波照間地先
波照間島浜崎沖海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字波照間地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十二条第一項の規定に基づき、次に掲げる西表石垣国立公園の海域公園地区の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　名称及び追加する区域

名称	区域
竹富島タキドングチ・石西礁湖北礁海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富及び字小浜地先
竹富島シモビシ海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字竹富地先
黒島ウラビシ・キャングチ・仲本海岸海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字黒島地先
新城島マイビシ海域公園地区	沖縄県八重山郡竹富町字新城地先

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

熊本県阿蘇市大字小里の一部

二　第二種特別地域に次の区域を追加する。

熊本県阿蘇市大字小里の一部

三　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	熊本県阿蘇市（小里）

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、阿蘇くじゅう国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志

一　特別地域に次の区域を追加する。

熊本県阿蘇市大字小里の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、越前加賀海岸国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省、石川県庁及び福井県庁に備え付けて供覧する。

平成二十四年三月二十七日

環境大臣　細野　豪志